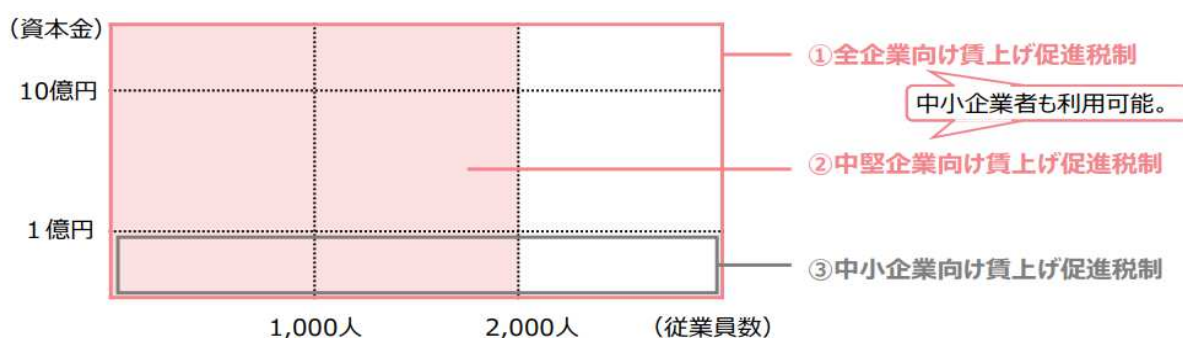


経産省、「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック」を公表

経済産業省のホームページで、2024年度税制改正を加味した「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック」が、令和6年8月5日に公表されました。

賃上げ促進税制とは、賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除する税制で3種類、①全企業向け税制、②中堅企業向け税制、③中小企業向け税制があり、適用事業年度終了の時点における企業規模に応じて、利用可能な税制が異なります。



出典：経済産業省「賃上げ促進税制御利用ガイドブック」令和6年8月5日公表版

このガイドブックは48頁(表紙含む)の資料で、賃上げ促進税制のうち、①全企業向け税制と②中堅企業向け税制について取り上げられていて、制度の適用にあたっての「必須要件」や「上乗せ要件」、適用除外となるケースや用語の定義、手続きフロー等が、詳しく記載されています。具体的な内容(主な目次の抜粋)は次のとおりです。

- ・賃上げ促進税制の概要
- ・必須要件について
- ・マルチステークホルダー方針について
- ・上乗せ要件①(教育訓練費)について
- ・上乗せ要件②(仕事と子育てとの両立・女性活躍支援)について
- ・参考(合併又は分割があった場合の対応)

*また、マルチステークホルダー方針について、手続きフローとともに次の様式が公表されました。

- ・様式第一(マルチステークホルダー方針【新様式】)
- ・様式第二(マルチステークホルダー方針の公表に係る事項の届出書【新様式】)
- ・様式第四(マルチステークホルダー方針の公表に係る事項の変更届出書【新様式】)
- ・様式第六(マルチステークホルダー方針の公表に係る事項の届出の取下げ届出書【新様式】)

なお、ガイドブックの表紙には、中小企業向け➡別のガイドブックあり と記載されていますが、本記事の作成時点では公表されていないようです。中小企業向け賃上げ促進税制の案内としては、同時点では国税庁のホームページでも紹介されている、中小企業庁ホームページ(中小企業向け「賃上げ促進税制」パンフレット(暫定版) ※旧、中小企業向け「所得拡大促進税制」)があります。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

★経済産業省「賃上げ促進税制」ガイドブック 令和6年8月5日公表版はこちらです。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokus_hinzeisei/chinagesokusinzeisei_gb_20240805.pdf